

JWU女子高等教育センター規程

2019年 6月1日制定

2021年 4月1日改正

2022年 10月1日改正

2023年 4月1日改正

(設置)

第1条 日本女子大学(以下「本学」という。)大学執行部会議の下に、JWU女子高等教育センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学の建学の精神、教育理念を実現するため、学生の視点に立った継続的な教育改革を教職協働で進め、本学における教育の質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 将来的な女子高等教育にかかる施策に関すること。
- (2) 全学的な教育及び学習支援プログラムの企画、開発及び推進に関すること。
- (3) 全学的な教授内容及び教育手法の改善並びにファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)の推進に関すること。
- (4) 全学的な教育効果の測定並びに評価方法の開発及び実施に関すること。
- (5) 教育の国際化、情報化及び教育活動改善のための教育環境の整備に関すること。
- (6) 国内外の高等教育に係る情報収集、調査及び研究並びに連携に関すること。
- (7) 教育の質保証及び質的向上・改善等のためのインスティテューショナル・リサーチ(IR)に関すること。
- (8) その他センターの目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 本センターは、次の構成により運営する。

- (1) 所長 1名
- (2) センター委員 若干名
- (3) 研究員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

2 構成員は、原則として第8条に定めるいずれかの部門の業務を担当する。

(所長)

第5条 所長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。

- 2 所長は、日本女子大学の教授のうちから、学長が任命する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長が欠けたときは、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

(センター委員)

第6条 センター委員は、本学の専任教職員の中から所長の推薦により大学執行部会議の議を経て、学長が任命する。

2 センター委員は、第3条に定める事業に関する業務に従事する。

3 センター委員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充することができる。

4 センター委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第7条 センターに、研究員を置くことができる。研究員は大学執行部会議の議を経て所長が委嘱する。

2 研究員の専攻、職務、勤務条件、報酬等は、別に定める。

(部門)

第8条 第3条の事業を遂行するため、センターに次の部門を置くことができる。

(1) 高等教育部門

(2) 教育方法改善部門

2 所管する各事業を推進するため、前項各部門にプロジェクトを開設することができる。

3 プロジェクトのメンバーは、各学部等（通信教育課程を含む）と調整のうえ、センター構成員以外の者も選出することができる。

(部門長)

第9条 前条第1項に定める各部門に、部門長を置く。部門長は、当該部門の業務を所掌する。

2 部門長は、センター構成員のうちから、センター所長が指名する。

(事務)

第10条 本センターの事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2019年6月1日から施行する。

2 この規程は、センターの運用状況、実施効果等を勘案し、第2条の目的の達成状況を評価した上で、施行後3年以内に見直しを行う。

附 則（設置者、運営委員会構成員及び改廃規定の変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（設置者及び改廃規定の変更等に伴う改正）

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。